○前 文

グローバル・サステナブル・ツーリズム協議会(GSTC)の基準は、持続可能な観光についての共通理解を提供するために設定されました。GSTC地域基準(GSTC-D)は、観光に関わるすべての地域が目指す必須の基準で、持続可能なマネジメント、社会経済的影響、文化的影響、環境への影響の主要4分野からなり、観光部門全体に適用することが可能です。

GSTC基準は、「国際社会環境認定表示連合(ISEAL Alliance)の基準設定に関する規定」を遵守し、開発・改訂されています。ISEAL Allianceは、すべての産業部門で持続可能性の基準を設定するための国際規範について指導を行う団体です。2019年に改訂されたGSTC-D最新版は、2回にわたるステークホルダーからの意見聴取に基づいて作成しています。基準の開発プロセスや今後の改訂計画については、ウェブサイトを参照してください(www.gstcouncil.org、英語)。

○GSTC-Dの利用目的は?

GSTC-Dは、次のように活用することができます。

- ・持続可能性の認証基準として
- ・より持続可能性を高めたい地域の基本ガイドラインとして
- ・消費者が持続可能な地域を識別するための判断基準として
- ・各種メディアが地域の持続可能性を認識し関連する情報を提供する際の共通基準として
- ・認証基準やその他地域が独自に開発した基準が、社会に広く受け入れられている基準を満たしていることを保証 する一助として
- ・行政、非政府組織(NGO、NPO)、民間部門等が持続可能な観光の基準を設定するための出発点として
- ・観光分野の各種学校や大学等の教育・訓練機関のための基本ガイドラインとして
- ・人々に行動を促すリーダーシップの証として

GSTC基準は、「いかに行うべきか、どのくらい達成しているのか」ではなく、「何を行うべきか」について示しています。そのため、GSTC基準を実際に適用するためには、評価指標や関連教材、実施に必要なツール等の補足材料が、必要不可欠となります。

○GSTC-Dの適用対象

GSTC-Dは地域(デスティネーション)向けに設定されています¹。GSTC基準は個々の団体や地域を管理する一組織のみが対象になるのではなく、地域の名称で識別される場所に適応されます。GSTC-D基準は、どの組織が担当するとか、誰がどのように関連する取組を行うのかにかかわらず、記載された条件は当該地域において関連し適用されていることを示しています。

GSTC-Dの適用範囲は広く、多様な地域に適用することができます。地域は、世界のどの場所にあっても、どのような属性(例:都市、農村、山、海岸、あるいはそれらの組合せ)であってもかまいません。基準は、大規模な地域(例:大きな都市)や小規模な地域(例:国立公園、地域コミュニティの集合体等)にも適応可能です。

GSTC-Dは、組織ではなく地域を対象とした基準ですが、基準の多くは域内において持続可能な観光の推進を 責務とする「観光地域づくり法人(DMO)」を通じて採用・適用されます。基準のA1に明記されているように、 GSTC-Dにおいては、このような推進機関の存在が重要な条件となっています。このような機関は必ずしも地方公共 団体や公共部門の組織とは限らず、官民双方の参画を必要とします。

基準の中には事業者に関係するものもあります。事業者とは、個人事業主、あるいは施設の事業運営等が他の形態をとる場合もあります。例えば、ホテルや有料アトラクション等の商業ビジネスだけでなく、博物館・美術館、フェスティバル、公共施設、記念碑等も含まれます。

1 地域(デスティネーション) は、世界観光機関(UNWTO)によって次のように定義されている。「来訪者が宿泊することができる物理的な空間で、行政区域や境界線がある場合も、ない場合もある。また、商品及びサービスや、観光のバリューチェーンに沿った活動や体験の集積であり、観光を考える上での基本単位となる。地域(デスティネーション)は、様々なステークホルダーを組み入れ、より大きな地域(デスティネーション)を形成するために連携することが可能である。」。

<和訳版に関する注>

「地域」は、英語版では「destination」と記載されています。「destination」とは、「観光客の訪れる場所、地点、地区、地域のこと」を指すため、特に断りのない限り、本和訳版では「地域」と訳出しています。

○評価指標とSDGs

ここに示す評価指標は、基準への遵守を計測する際のガイドラインとして設定されています。これらは確定的・包括的な条件ではなく、GSTC-Dの利用者が独自の指標リストを作成する際に信頼性ある実例を提供することを目的としています。評価指標はGSTC基準の遵守を評価する際に、地域において着目すべき状況、要因、記録及び実行に関する推奨項目を提供するものです。

GSTC基準を適用することにより、地域が「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と17の「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献することにもつながります。それぞれの基準には、17のSDGsのうち最も関連性が高い目標が1つ以上選定されています。

○言語と翻訳版

GSTC基準及び関連システムの公式言語は英語です。

GSTCウェブサイトや他の場所に掲載されている他言語への翻訳版は、トレーニングや啓発目的で使用するためのものです。GSTCあるいはGSTCが認めた認定機関と、GSTC基準に準拠している独自の基準を設定している機関あるいは認証機関の間における正式な合意に特記されている場合を除き、認証・認定を含むテクニカルプログラムで使用することは許可されていません。英語以外の言語の使用が許可された場合であっても、基準の解釈に関する疑義は、公式の英語版で検討します。

○移行期間

GSTC-D基準のv1.0からv2.0への移行期間の考え方については、次の基準によることとします。

- ・政策策定、トレーニング及びその他認証に関連しない目的に使用する場合には、v2.0を直ちに使用すること
- ・GSTCに準拠した基準を設定している地域やコミュニティは、2021年12月31日までの2年間でv2.0に移行すること。変更された各GSTC基準が遵守されているかを審査するのには時間を要するので、遅くとも2021年6月30日までには改訂を行うこと。
- ・GSTC-D v1.0により地域認証を行なっている、GSTC認定の認証機関は、2021年12月31日までに、現行の認証をv2.0による新認証システムと完全に統合しなければならない。認定資格を維持するためには、移行期間を守ること。2019年12月以降、認定のための新規申請をする場合は、認定申請を提出する前に、GSTC-D v2.0、あるいはv2.0と同等のGSTCに準拠する基準を確実に適用していること。

○GSTC基準の改訂

- ・v2.0は、2019年12月6日、GSTC-Dの最終版として理事会によって正式に採択されました。
- ・GSTC-D v2.0は、2013年12月に正式発表されたもの以来、初めての改訂です。
- ・GSTCは、現行版が適切であるかどうか、また、改訂を行うべきかどうか、改訂をする場合はいつすべきかを決定するために、定期的な見直しを少なくとも直近の改訂から5年ごとに実施します。次回の見直しは、2024年12月頃に行われる予定です。GSTCはウェブサイトの「Criteria (基準)」ページにおいて、基準に関するコメントを随時受付けています(www.gstcouncil.org、英語)。コメントにより2024年12月より前に見直しを実施する必要が生じた場合には、予定より早く実施する可能性があります。

○基準の構造

基準は4つのセクションからなり、それぞれ2つ又は3つのサブセクションがあります。セクションとサブセクションの順序は、それぞれのトピックの相対的な重要性を示すものではありません。

SECTION A:持続可能なマネジメント

A(a)マネジメントの組織と枠組み

A(b)ステークホルダーの参画

A(c)負荷と変化の管理

SECTION B:社会経済のサステナビリティ

B(a)地域経済への貢献

B(b)社会福祉と負荷

SECTION C: 文化的サステナビリティ

C(a)文化遺産の保護

C(b)文化的場所への訪問

SECTION D:環境のサステナビリティ

D(a)自然遺産の保全

D(b)資源のマネジメント

D(c)廃棄物と排出量の管理

GSTC DESTINATION CRITERIA v2.0

大項目 小項目 SDGs

セクションA:持続可能なマネジメント

A(a) マネジメントの組織と枠組み

A1 地域マネジメントの責任

官民と市民の参画の下で、連携して持続可能な観光を推進することに責任を持つ組織、部局、グループや委員会を組織していること。これらの管理組織は、社会経済、文化、環境に関する課題への対応に責任を持ち、監督及び実行する能力を有していること。同組織は、十分な資金を有し、地域マネジメントを実行するに当たり、多様な組織と連携し、十分な人材(持続可能性の分野で経験を有する人材を含む)を有し、運営や経済活動における持続可能性と透明性の原則に従っていること。

- a. 管理組織の構成と責任について明記した文書を作成していること。
- b. 現在及び将来の財源を明記した資金計画と予算があること。
- c. 他組織との連携や協働に関する記録を有すること。
- d. 正規雇用・契約雇用の職員が適切な職務経験を持つことを示す記録を有すること。
- e. 運営や契約締結に際し、持続可能性の原則や透明性への理解に沿ったガイドラインや手順を有すること。





A2 地域マネジメント戦略と実行計画

複数年にわたるマネジメント戦略と実行計画を策定し、実施していること。それらは公開され、地域の規模に見合っており、ステークホルダーとの協議により、持続可能性の原則に則って策定されていること。戦略には、観光資産 2 の特定、評価が含まれ、社会経済、文化、環境に関する課題やリスクを考慮していること。この戦略は地域におけるより広範囲の持続可能な開発指針・取組に関連し、影響を与えていること。

- a. 現行の地域戦略・取組を公表していること。
- b. 戦略・計画を明確に示し、オンラインで公表していること。
- c. 計画策定に際しては、ステークホルダーとの協議や会合等の記録を 有すること。
- d. 戦略・実行計画に、持続可能性の原則への言及、観光資産、課題やリスクの評価に関する項目があること。
- e. 戦略・実行計画に、SDGsの達成を含む、より広範囲の持続可能な開発指針について具体的な言及があること。あるいは、持続可能な開発指針に戦略及び実行計画を具体的に記載していること。



A3 モニタリングと成果の公表

観光に起因する社会経済・文化・環境に関する課題や負荷を定期的にモニタリングし、対応する仕組みを構築していること。取組やその成果を定期的に調査、評価、公表していること。モニタリングの仕組みも定期的に見直しをしていること。

- a. 定量化できる社会経済・文化・環境に関する指標や目標を具体的に示していること。
- b. これらの指標に沿って計測をし、少なくとも毎年結果を記録し、公表していること。
- c. 取組とその成果の報告とモニタリング実施の記録を書面で有すること。
- d. モニタリングの仕組みの見直しについて、過去の検証と今後の計画 を策定していること。

12 つぐる責任 つかう責任

A(b) ステークホルダーの参画

A4 事業者との協働と持続可能性の基準

観光関連事業者に持続可能性に関する課題について定期的に情報提供し、事業をより持続可能にすることを奨励・支援していること。 事業者に対して、持続可能性の基準を適用し、可能な場合はGSTC-Iに準拠した基準の適用やGSTC認定を受けた認証機関が実施する認証スキームの導入を推奨していること。また、持続可能性に関する認証を受けた事業者リストを公表していること。

- a. 持続可能性に関する課題について、観光関連事業者に定期的に情報 共有(メディア、会合、直接連絡等)している記録を有すること。
- b. 観光関連事業者向けの持続可能性に関する支援や助言を推進していること。
- c. 持続可能性の基準に従って認証を取得している事業者(特に、GSTCに準拠した基準を持つ認証機関、またはGSTC認定を受けた認証機関による認証を持つ事業者)に関する数と割合を公開しており、また、それらを普及させる目標を定めていること。
- d. 認証スキームの推進に関する記録を有すること。
- e. 観光関連事業者の認証取得に関するリストがあり、常に更新されていること。





2 <和訳版に関する注>

「tourism resource(s)(観光資源)」と「tourism asset(s)(観光資産)」の用語法について 「tourism resource(s)(観光資源)」は、「tourism asset(s)(観光資産)」の概念を包含し、有形無形の価値を持つ観光資源全般を指します。一方、「tourism asset(s)(観光資産)」は、観光資源のうち具体的な物を指し、GSTC-D(A2)においては観光名所、訪問場所、ホテル等といった観光を構成する要素を指しています。

A5 住民参加とフィードバック

持続可能な地域計画やマネジメントに関して 住民の参加を可能とし、それを促進している こと。地域コミュニティにおける観光の持続 可能性や地域マネジメントへの期待、懸念及 び満足について定期的に調査し、結果を公表 し、必要に応じて対策を講じていること。持 続可能な観光への可能性や課題について地域 の理解を深め、コミュニティの対応力を高め る仕組みを構築していること。

- a. 持続可能な地域計画やマネジメントへの住民参加の促進、実施に関する記録を有すること。
- b. 参加の形式と度合いに関する情報を有すること。
- c. 観光に関する課題に対して、住民調査やその他体系的なフィード バックの仕組みを構築していること。
- d. 住民の意見への対応策に関する記録を有すること。
- e. 住民に提供される観光に関する情報、教育、トレーニング等の取組を行っていること。





A6 来訪者の参加とフィードバック

地域での観光体験の質や持続可能性に関して、来訪者の満足度を調査し、結果を公表していること。また、必要に応じて対策を講じていること。地域における持続可能性に関する課題や来訪者が関与できる取組についての情報を提供していること。

- a. 来訪者調査 (その他フィードバックの仕組みを含む) を実施しており、結果を公表していること。
- b. 調査やフィードバックには、持続可能性の課題に関する来訪者からの反響が取り込まれていること。
- c. 来訪者調査やフィードバックの結果を踏まえてとられた対応策の記録を有すること。
- d. 来訪者向けの情報として、持続可能性に関する課題とその対応方法 が含まれるものを例として有していること。





A7 プロモーションと情報

商品やサービス、持続可能性に関するプロモーションの内容及び来訪者向け情報は、正確なものであること。マーケティングのメッセージやその他広報活動は、地域の持続可能性に関する価値や取組を反映しており、地域のコミュニティや自然・文化的資産を尊重していること。

- a. 適切な内容を備えた最新の情報やプロモーションの素材を有すること。
- b. 地域のプロモーションや情報について、正確性や適切性をチェック する仕組みを構築していること。
- c. 広報のための情報内容とその伝達方法について、地域のコミュニティや環境・文化団体と協議した記録を有すること。

CO

12 つくる責任 つかう責任



A(c) 負荷と変化の管理

A8 来訪者数と活動の管理

来訪者を管理する体制を整えており、その体制を定期的に見直していること。また、来訪者数やその活動を調査していること。さらに、地域経済やコミュニティ、文化遺産、環境にとっての必要事項とバランスをとるために、特定の時期や場所で必要に応じて来訪者数やその活動を抑制あるいは増加させるなどの対策を講じていること。

- a. 地域のマネジメント戦略と実行計画において、季節変動や来訪者の 分散に対応していること。
- b. 最も来訪者数が多い場所を含んだ、通年の来訪者数の変動を調査していること。
- c. 来訪者数とその活動の影響について、調査やコミュニティ及びステークホルダーからのフィードバックによって明らかにしていること。
- d. 来訪者の流れとその影響を管理するための対策を講じていること。
- e. マーケティング戦略とターゲット層の選定においては、来訪者の訪問傾向やその活動の影響、地域のニーズを考慮していること。

IZ SWSAE



A9 計画に関する規制と開発管理

開発地の立地と特性を管理し、環境・経済・、社会文化への影響評価を必須とし、持続可能な土地利用、設計デザイン、建設、解体を総合的に含むガイドライン・規制・方針を設定していること。観光を目的とした不動産賃貸や土地使用権を含む運営に関する規制があること。ガイドライン・規制・方針は、市民参加の下に設定し、広く周知・実施していること。

- a. 開発を管理するための特定の方針・規制・ガイドラインがあり、表題と日付を明記した文書となっていること。
- b. 環境・経済・社会文化への影響を含んだ影響評価に関する要件を明記し、それは地域における長期課題に対応するために適切な規模となっていること。
- c. 観光の目的に特化した不動産賃貸や運営に関する規制があり、その 適用や実施についての記録を有すること。
- d. 方針・規制・ガイドラインの策定過程における市民参加についての 記録を有すること。
- e. 先住民や少数民族が住む地域において、観光開発に関する提案や実 行の際に、地域と協議し合意を得た記録を有すること。
- f. 計画、開発及び実施の段階において、方針・規制・ガイドラインの 周知と施行についての記録を有すること。





A10 気候変動への適応

気候変動に関するリスクと好機を明確にしていること。観光施設の立地、設計デザイン、開発、マネジメントにおいて、気候変動への適応戦略をとっていること。想定される気候変動の情報や関連するリスク、将来想定される状況を地域住民、事業者、来訪者に伝達していること。

- a. 地域のマネジメント戦略や実行計画は気候変動に関する課題を特定し対応していること。
- b. 観光開発や事業活動に関する規制・ガイドライン・ゾーニングは、 気候変動の影響を考慮していること。
- c. 現状と将来的なリスクを含む、気候変動のリスク評価を行い、公表していること。
- d. 気候変動への適応における地域生態系の影響と貢献について検討していることを示す記録を有すること。
- e. 気候変動に関する情報を公開していること。

A11 危機管理

地域に適したリスク軽減策、危機管理・緊急 対応計画を策定していること。主要な項目に ついては住民、来訪者、事業者に情報を提供 していること。計画実行の手順や必要な人材 及び財源を確保しており、定期的に見直しを していること。

- a. 観光に関するリスク軽減や危機管理及び緊急対応の計画を文書化していること。
- b. 計画においては、自然災害、テロ、公衆衛生、資源の枯渇やその他 地域の状況に応じた広範囲のリスクを想定していること。
- c. 緊急時や事後の情報共有の手順を明らかにしていること。
- d. リスクや危機管理について、地域内で情報を共有し、訓練を実施していること。







セクション B: 社会経済のサステナビリティ

B(a) 地域経済への貢献

B1 観光の経済効果の計測

観光による地域経済への直接的・間接的な経済効果を定期的に計測し、結果を公表していること。来訪者数、消費額、雇用、投資及び経済利益の分配等を適切に計測していること。

- a. 経済データの収集についての取組を行っていること。
- b. 地域における観光の直接的・間接的な経済効果についての年次報告 書があること。
- c. 地域における経済効果を含むデータ(来訪者数、消費額、雇用、投資、経済利益の分配等)があること。

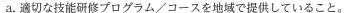


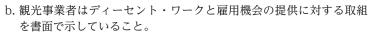




B2 ディーセント・ワーク (働きがいのある 人間らしい仕事) と雇用機会

観光に関する雇用機会の提供や研修の実施を 促進し、支援していること。地域の観光事業 者は、あらゆる人に対して、地域での平等な 雇用機会や研修・昇進、安心で安全な労働環 境、生活賃金を提供する取組を実施している こと。





- c. 女性、若年者、少数民族、障がい者を含む地域住民に対して研修や 雇用機会の提供を推進していること。
- d. 労働条件を監視し、苦情に対応する体制を整えていること(労働組合の関与等)。









B3 地域事業者の支援と公正な取引

地域事業者、サプライチェーン、持続可能な 投資等に対する支援により、観光消費が地域 経済への還元を促進すること。また、地域の 自然や文化背景を反映した公正な取引の原則 に基づく、地域の持続可能な商品の開発や購 入を促進していること。商品には、飲食、工 芸品、芸能、農産物等が含まれていること。

- a. 観光関連の中小企業を対象とする助言や融資、その他支援体制を整 えていること。
- b. 地域の観光関連の中小企業を対象とした市場参入のための支援を実施していること。
- c. 地域の観光事業者による農産物等の地域特産物の購入やサービスの利用を推奨する取組を行っていること。
- d. 地域の農家、工芸職人、食品製造業者が観光バリューチェーンに参入するための支援策があること。
- e. 地域で作られた商品や工芸品等を特定し、来訪者に対して販売促進していること。







B(b) 社会福祉と負荷

B4 コミュニティへの支援

事業者、来訪者、市民が責任ある形で地域コミュニティと持続可能性に関する取組への貢献を奨励していること。

- a. 地域コミュニティや地域の観光事業者による持続可能性に関する取組への支援を促進していること。
- b. 来訪者が地域コミュニティと持続可能性に関する取組を支援する仕組みを構築し、推奨していること。
- c. ボランティア活動や地域コミュニティへの関与は、迷惑や搾取になっていないこと。





B5 搾取や差別の防止

人権に関する国際基準が遵守されていること。子どもや若年者、女性、LGBT、その他少数派を含むあらゆる人に対し、人身売買、強制労働、商業的・性的なあらゆる形の搾取、差別、ハラスメントを防止し報告していること。また、関連する法令や慣行、確立された行動規範を公表し実施していること。

- a. 人権擁護や搾取、差別、ハラスメントに関する特定の法規制を参照 していること(法令名、施行日)。
- b. 上記の法規制やその優れた事例(観光事業者や来訪者を対象とした ものを含む)の周知、実施に関する記録を有すること。
- c. 人身売買、強制労働、児童労働を含む人権に関するリスクや影響の 分析・調査を定期的に行っていること。
- d. 地域や観光関係者は、「旅行・観光における子どもの性的搾取防止 のための行動規範」に署名していること。





B6 財産権と使用者権利

財産権と買収に関する法規制を文書化し、施行していること。それらは住民や先住民の権利にも適合し、公開協議の機会を保証し、事前の合意や公平かつ公正な補償なしの移転を認めていないこと。法規制は、主要な資源の利用者やその権利を保護していること。

- a. 財産権の買収や資源の利用者及びその権利に関して特定の法規制を 参照していること(法令名、施行日)。
- b. 住民及び先住民の権利や公開協議、移転について上記の法規制を参 照していること。
- c. 観光開発や取組において上記の法規制を施行していること。
- d. 住民との協議、合意、補償に関する記録を有すること。





B7 安全と治安

犯罪や安全、健康被害等の監視、防止、公表 及び対応について、来訪者と住民双方のニー ズに応える体制を整えていること。

- a. 治安や医療サービスが十分に確立し機能していること。
- b. 治安や医療サービスにおいて、来訪者のニーズに対応していること。
- c. 観光施設は、安全や衛生基準の適合検査を受けていること。





B8 アクセシビリティ

自然・文化的な場所、施設、サービスなどで、障がいのある人や特別な配慮が必要な人々を含むすべての人が利用しやすい環境を確保していること。場所や施設が容易に利用できない場合は、全体の調和を保ちながら、特別な配慮が必要な人が利用できるようなデザインや解決手段を導入するよう努めていること。場所や設備、サービスへのアクセシビリティに関する情報を提供していること。

- a. 来訪地、施設、サービスへのアクセシビリティに関する規制や基準を有すること。
- b. 公共施設において、アクセシビリティに関する基準を一貫して適用 していること。
- c. 基準に適合している来訪地や施設についての規模や割合に関する データを有すること。
- d. 様々なニーズを持つ人に対するアクセシビリティの向上についての 記録を有すること。
- e. 地域のあらゆる広報活動において、アクセシビリティに関する情報を提供していること。
- f. 主要な場所における来訪者向けの情報にアクセシビリティに関する 詳細情報を提供していること。





セクション C: 文化的サステナビリティ

C(a) 文化遺産の保護

C1 文化資産の保護

建造物や景観等の文化資産を評価、修復及び 保全する方針と体制を整えていること。

- a. 脆弱性の評価と表示を含む、文化資産のリストを有すること。
- b. 文化資産の修復や保全の取組を行っていること。
- c. 観光事業からの収益を活用した文化資産の保全を支援するための仕組みを構築していること。

11 #a#tions

C2 工芸品

歴史的・考古学的な工芸品の適切な販売、取引、展示又は贈呈に関する法規制を有すること。法規制は施行され、観光事業者や来訪者を含む一般の人々に周知していること。

- a. 地域特有の歴史的工芸品について、法規制を参照していること(法令名、施行日)。
- b. 上記の法規制について、観光事業者と来訪者に対する周知に関する 記録を有すること。
- c. 上記の法規制を施行していること。



C3 無形遺産

地域の伝統、芸能、音楽、言語、食文化等を含む、地域の特性や独自性を表す無形文化遺産の振興・保護を行っていること。現存の文化・伝統の表現、復元、解釈を慎重にかつ敬意をもって行っていること。また、地域コミュニティと連携して地域に便益をもたらし、来訪者に地域ならではの本物の体験を提供していること。

- a. 無形文化遺産を特定し、リスト化していること。
- b. 無形文化遺産の振興や来訪者体験の推奨に関する事例(催事、独自性のある文化等)があること。
- c. 無形文化遺産を基にした来訪者体験の開発、提供をするに際して、 地域や先住民コミュニティの参画に関する記録を有すること。
- d. 無形文化遺産に関する体験の提供について、来訪者や地域コミュニ ティからフィードバックを得ていること。





C4 地域住民の慣例的なアクセス

地域コミュニティの自然・文化的な場所への アクセスについて、定期的に調査し、維持管 理を行い、必要に応じて修復・修繕を行って いること。

- a. 地域コミュニティの自然・文化的な場所へのアクセスの確保について定期的に調査していること。
- b. 地域住民の慣例的なアクセスについて地域コミュニティとの協議・ 協働の記録を有すること。
- c. 地域コミュニティのアクセスの確保・修復に関する具体的な取組を 行っていること。



C5 知的財産

コミュニティや個人の知的財産権の保護や維持を支援する体制を整えていること。

- a. 地域特有の知的財産について法規制を参照していること(法令名、施行日)。
- b. 観光事業に関わるステークホルダーに対して知的財産権に関する情報を共有していること。
- c. 来訪者向けの文化体験の開発において、知的財産権が保護されていることを示す記録を有すること。

16 FRICKE

C(b) 文化的場所への訪問

C6 文化的な場所における来訪者の管理

文化的な場所やその周辺において来訪者を管理する体制を整えていること。それは、地域の特性や受入可能な人数、文化的な配慮を勘案し、来訪者の流れの最適化や環境負荷の最小化に努めていること。特に配慮を必要とする場所や文化的催事においては、来訪者、ツアーオペレーター、ガイドに対して、事前及び来訪時に行動ガイドラインを周知していること。

- a. 文化的な場所における来訪者の流れとその負荷をモニタリングし、 結果を地域内で共有していること。
- b. 文化的な場所やその周辺で実施されている、観光による負荷に関する取組についての記録を有すること。
- c. 特に配慮を必要とする場所や文化的催事における来訪者の行動ガイドラインを作成・周知し、遵守の状況を定期的に調査していること。
- d. 文化的な場所における来訪者管理について、ツアーオペレーターやガイドに向けた行動基準等を策定していること。
- e. ガイド向けの研修を提供していること。





C7 来訪地の解説

来訪地の文化・自然の重要性について、正確 な解説情報を来訪者に提供していること。情 報は文化的に適切で、受入地域との協働で作 成し、来訪者と住民に適した言語で明確に伝 えていること。

- a. 来訪地に関する詳細な解説情報を来訪前にアクセスできる形で提供 していること。
- b. 解説情報は、十分に研究され、正確であることを示す記録を有する こと。
- c. 解説情報はその場所の重要性と文化的配慮や脆弱性を特定していること。
- d. 関連する解説情報の作成において、受入地域との協働を示す記録を 有すること。
- e. 適切な言語で解説情報を提供していること。





セクション D:環境のサステナビリティ

D(a) 自然遺産の保全

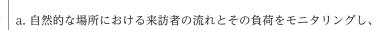
D1 配慮が必要な自然環境の保護

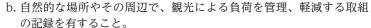
観光による自然環境への影響を監視・計測 し、対策を講じていること。生態系、生育 地、生物種を保護し、侵略的外来種の移入拡 大を防ぐための体制を整えていること。

- a. 種別や保全状態、脆弱性を示した自然的な場所と資産のリストを作成していること。
- b. 生物多様性や自然的な場所を保全する取組を行っていること。
- c. 侵略的外来種の根絶や管理の取組を行っていること。
- d. 生物多様性と自然的な場所への観光による負荷を特定、監視、軽減 する取組を行っていること。
- e. 観光事業からの収益を活用した、自然資産の保全を支援する仕組み を構築していること。
- f. 外来種拡大の抑制について来訪者や事業者と情報共有していること。

D2 自然的な場所3における来訪者の管理

自然的な場所やその周辺において来訪者を管理する体制を整えていること。それは、地域の特性や受入可能な人数、自然的な配慮を勘案し、来訪者の流れの最適化や環境負荷の最小化に努めていること。特に配慮を必要とする場所においては、来訪者、ツアーオペレーター、ガイドに対して、事前及び来訪時に行動ガイドラインを周知していること。





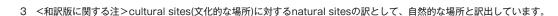
- c. 特に配慮を必要とする場所における来訪者の行動ガイドラインを作成・周知し、遵守の状況を定期的に調査していること。
- d. 自然的な場所における来訪者管理について、ツアーオペレーターや ガイドに向けた行動基準等を有すること。
- e. 観光に関連する環境リスクを特定し、それを軽減する対策を講じる ために地域の保全組織と協働していること。
- f. ガイド向けの研修を提供していること。

結果を地域内で共有していること。

D3 野生生物との関わり

野生生物の取扱いに関する条例、法律及び国際法や国際基準を遵守する体制を整えていること。自由に移動する野生生物の取扱いに関しては、累積的な負荷を考慮に入れた上で、当該動物や自然環境下での個体群の生存能力や行動への悪影響を回避するために責任をもって管理していること。

- a. 野生生物の取扱いについて、地域で適用される国際法、法律及び条例を参照していること(法令名、施行日)。
- b. 海洋及び陸上の野生生物種の観察に関する国際基準に即していること。
- c. 国際基準に即した観察を含む野生生物の取扱いに関する行動規範を 周知していること。
- d. 観光事業者に対する規制や行動規範の遵守をチェックする体制を整 えていること。
- e. 野生生物と関わりがある地域においては、野生生物が健全な状態であるかを監視し、脅威を最小限にする取組を行っていること。
- f. 接触や餌やり等の野生生物にとって有害な関わりについて来訪者に 情報を提供していること。















D4 種の搾取と動物福祉

動物福祉や種(動物、植物及びあらゆる生物)の保全に関する条例、法律及び国際法や国際基準を遵守する体制を整えていること。これには、動植物やそれらの製品の採取・捕獲、取引、展示、販売を含むこと。権限を有し、適切に配置された人員による正規の事業活動以外では、野生種は入手、飼養、捕獲されないこと。すべての野生生物や家畜の取扱いや飼養は、最高水準の動物福祉に対応していること。

- a. 動物福祉と種の保存に関する特定の国際法、法律、条例及び基準や ガイドラインを参照していること(法令名、施行日)。
- b. 観光事業者とガイドに対して、法規制、基準及びガイドラインを周 知していること。
- c. 取扱いと飼養を含む、捕獲された野生生物と家畜の状況を調査する 体制を整えていること。
- d. 捕獲された野生生物の取扱いは権限を有した担当者が行い、その確認を行っていること。
- e. 観光部門において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)」を普及・促進し、遵守する取組を行っていること。
- f. 絶滅危惧種の取引を回避するための情報を来訪者に提供していること (例:国際自然保護連合 (IUCN) が作成しているレッドリスト、ワシントン条約 (CITES) によって周知されている、絶滅危惧の野生生物から作られた土産品の購入等)。
- g. 狩猟・漁労等の活動に対して、科学的根拠に基づき適切に管理し、保 全に関する取組を厳格に行うことを求める法規制を施行していること。





D(b) 資源のマネジメント

D5 省エネルギー

エネルギー消費量の削減と使用時の効率化だけではなく、再生可能エネルギーの使用について目標値を定めていること。また、エネルギー消費量の計測、モニタリング、削減及び目標達成度の公表を事業者に対して促す体制を整えていること。

- a. エネルギー消費量の目標を公表し、促進していること。
- b. エネルギー効率を高める取組を行っていること (例:断熱性を高めるための取組を支援するなど)。
- c. 供給・消費において再生可能エネルギー源の割合を高めるための投資をしていること。
- d. 事業者に対する、エネルギーの消費量についてのモニタリングや削減への支援やインセンティブを提供していること。

D6 水資源の管理

事業者に対し、水の使用について計測、モニタリング、公表及び管理を奨励していること。地域における水資源に関するリスクを評価、記録していること。水資源に関するリスクが高い場合には、観光目的の使用が地域コミュニティのニーズや生態系と矛盾しないようにするために、水資源管理に関する目標値を特定し、事業者とともに積極的に追求していること。

- a. 事業者による水使用のモニタリングや削減に対するガイダンスや支援を行っていること。
- b. 水資源に関するリスクに対して定期的に評価していること。
- c. 水資源に関するリスクが高いと評価された地域では、水資源の管理 についての目標を設定、公表、実行していること。
- d. 観光目的で使用されている水源・使用量や、それが地域コミュニティ及び生態系に与える影響についてモニタリングし、管理している。観光事業者による目標値の遵守を奨励し、確認していること。
- e. 水資源に関するリスクや節水の徹底について、情報を来訪者に提供 していること。

6 安全なるとトイレ を世界中に

D7 水質

飲用、レクリエーション用及び環境を維持するために使用されている水が、水質基準に即していることをモニタリングしていること。 その結果を公表し、水質に問題があれば、適時対応する体制を整えていること。

- a. 水質をモニタリングする取組を行っていること。
- b. 水質に関するデータを有し、報告書を作成していること。
- c. 判定基準に適合している場所を特定し、許可した水浴場の水質をモニタリングしていること。
- d. 水質の改善策に関する記録を有すること。
- e. 使い捨て容器の利用からの転換を促すために、地域の飲用水の質に 関する情報を来訪者向けに提供していること。





D(c) 廃棄物と排出量の管理

D8 廃水

浄化槽や廃水処理システムの立地選定や保守管理、処理水の検査に関して、明確で強制力のあるガイドラインを設けていること。また、地域住民や環境に悪影響を与えることなく、廃水を適切に処理・再利用、あるいは安全に放出することを推進していること。

- a. 廃水処理に関して文書によるガイドラインと法規制があること。
- b. 事業者にガイドラインの遵守を促す体制を整えていること。
- c. 廃水の放出をモニタリングし、検査していること。
- d. 実用的かつ適切な場合、持続可能な公共の水処理システムが観光部 門による使用のために提供されること。





D9 廃棄物

廃棄物の発生について計測、公表し、削減目標を定めていること。ごみの分別による収集とリサイクルシステムにより廃棄物を適切に取り扱い、埋め立てごみと分離していること。また、事業者に対し、食品廃棄物を含む廃棄物の発生回避、削減、再利用及びリサイクルを奨励していること。特にプラスチック製品等の使い捨て用品の廃止あるいは削減活動をしていること。再利用あるいはリサイクルされない残留廃棄物を安全で持続可能な方法で処分していること。

- a. 廃棄物をモニタリングする取組を行い、結果と目標を公表している こと。
- b. 食品廃棄物を含む廃棄物管理について、観光事業者と連携し、啓発、助言、支援をしていること。
- c. すべての使い捨て用品(特にプラスチックやビニール製品等)の利 用削減・廃止の啓発を行っていること。
- d. 公共施設等に対する廃棄物管理の取組を実施していること。
- e. 有機性廃棄物、紙、金属、ガラス及びプラスチック類など、少なくとも4種の資源ごみの回収・リサイクルシステムを提供していること。
- f. 残留廃棄物を処理する、持続可能な体制を整えていること。
- g. 来訪者によるものも含めた、ごみのポイ捨て撲滅と公共空間の美化・衛生に関する啓発を行っていること。
- h. ごみの分別に適した回収箱を設置していること。







D10 温室効果ガスの排出と気候変動の緩和

温室効果ガスの排出削減目標を定め、緩和策と適応策を実施し、公表していること。また、事業者に対し、事業活動のあらゆる面(サプライヤーからサービス供給者までを含む)から温室効果ガス排出の計測、モニタリング、削減あるいは最小化、公表、緩和することを奨励していること。残余排出量のオフセットを奨励していること。

- a. 排出削減比率について、特定の期限までの目標を公表しているこ
- b. モニタリングや緩和対策を取り入れた気候変動に関する年次報告書 を作成していること。
- c. 観光事業者と連携し、温室効果ガスの排出削減・軽減に向けた啓発 やその他取組への支援を行っていること。
- d. 公共事業に起因する温室効果ガス削減に関する対策を講じていること。
- e. 現行の制度に適合したオフセットの仕組みについて、事業者や来訪者に対して情報を提供していること。



D11 環境への負荷が少ない交通

域外からの移動及び域内移動により排出される温室効果ガスの削減目標を設定していること。持続可能で低炭素の車両や公共交通、徒歩及び自転車等の人力による移動手段を奨励し、観光に起因する大気汚染、交通渋滞及び気候変動の抑制に努めていること。

- a. 公共交通や低炭素車両等の、より持続可能な交通インフラへの投資をしていること。
- b. 来訪者向けに、域外からの移動及び域内移動の手段について、環境 に配慮した代替交通手段の選択を促す情報提供を行っていること。
- c. 来訪者による代替交通手段の利用に関するデータを有すること。
- d. 自転車や徒歩の機会を拡充し、奨励していること。
- e. より持続可能な交通手段によるアクセスが可能な、近隣の市場から の誘客を優先していること。
- f. 公共部門と観光事業者は、その運営において環境への負荷が少ない 交通を優先していること。

9 産業と技術革転の 基盤をつくろう



D12 光害と騒音

光害と騒音を最小限に抑えるガイドラインや 法規制があること。また、事業者に対し、こ れらのガイドラインや法規則を遵守するよう に奨励していること。

- a. 光害と騒音に関するガイドラインを作成し、観光事業者に対し取組を奨励していること。
- b. 観光に関連する騒音と光害を引き起こす要因を特定し、モニタリングしていること。
- c. 騒音と光害について、住民の通報を受け、それに対応する仕組みを 構築していること。



